

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	11-4
処分の種類	食品の回収等の措置命令又は業務の停止命令			
根拠法令条例等・条項	食品表示法第6条第8項			
処分の概要	消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るための緊急の必要があると認めるとき、食品関連事業者等に対する、食品の回収その他の措置命令、期間を定めての業務の停止命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	食品表示法第6条第8項に基づく行政処分は、原則として別表の行政処分の基準の違反内容に応じた各欄に記載した処分によるものとする。			
基準の制定根拠	「食品衛生関係行政処分等事務処理要領」(平成18年3月24日付け17食環第563号 衛生部長通知)			